

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

税金の収納に関する事務に従事する者に守秘義務を課し、特定個人情報の管理を徹底する。総合収納管理システム(Acrocity住民情報システム)を総括的に管理する一部事務組合に対して、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止について指導を行う。

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	収納に関する事務	
②事務の概要	芝山町は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、以下の事務を行う。 ①町税等の収納、還付、充当に関する収納管理事務 ②口座振替処理に関する事務 ③督促及び催告を処理に関する事務 ④証明書の発行に関する事務	
③システムの名称	Acrocity総合収納管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
収納管理情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 1.番号法第19条第8号、別表第二の27の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民税務課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	芝山町役場 総務課 行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	芝山町役場 町民税務課 収税係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3916	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ-2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法 ・なし 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・なし (情報照会の根拠) 1. 番号法 第19条第7号、別表第二の27の項 2. 別表第二省令 ・第20条	(情報公開の根拠) なし (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号、別表第二の27の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 対象人数	平成29年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ	なし	「Ⅳ リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ-1 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ-2 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和2年6月5日 時点	事後	
令和3年7月21日	Ⅱ-1 対象人数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月21日 時点	事後	
令和3年7月21日	Ⅱ-2 取扱者数	令和2年6月5日 時点	令和3年7月21日 時点	事後	
令和3年10月15日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項	事後	
令和3年10月15日	I-4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報公開の根拠) なし (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号、別表第二の27の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	(情報公開の根拠) なし (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号、別表第二の27の項	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-1 対象員数	令和3年7月21日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年7月21日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	Ⅱ-1 対象員数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	